

平成 27 年度 認定実務実習指導薬剤師 更新講習会

一般社団法人千葉県薬剤師会
薬学生受入委員会

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度より認定実務実習指導薬剤師の更新が開始されます。そこで本会では下記の通り更新に必要な要件となる講習を開催する運びとなりました。

下記要領をご確認の上、更新の対象となる方は本講習をご受講下さいますようお願い申し上げます。

(※ 本年度は平成 28 年 3 月末までの認定期間の方が対象となります。以降、更新年にあたる方が随時受講となります。更新の条件等につきましては、別添をご覧ください。)

記

[日時]:平成 27 年 9 月 6 日(日)

○午前の部 10:00 ~、○午後の部 13:00 ~ (どちらか一方をご受講下さい)

[場所]:千葉大学薬学部 創立 120 周年記念講堂(亥鼻キャンパス)

(住所:千葉市中央区亥鼻 1-8-1)

[受講対象者]:平成 28 年 3 月末までが認定期間となる認定実務実習指導薬剤師

切らずに FAX して下さい

平成 27 年度「認定実務実習指導薬剤師 更新講習会」 申込書

所属地域: _____ 薬剤師会

氏名: _____ 勤務先名: _____

認定証に記載されている認定期間終了年月日:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

TEL: _____ FAX: _____

受講希望: 午前の部(9:00 ~)・午後の部(13:00 ~) ※ご希望に○印ください

申込期限:平成 27 年 8 月 14 日(金)

申込先 FAX: 043-248-0646

【更新の条件】

- ① 6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会が個別に審査する。
- ② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。
 - ア 現に実務に従事していること。
 - イ 6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。
 - ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。
- ③ 更新講習を受講していること。更新講習は講習会形式の研修で、その内容は薬学教育モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質等。

(注意点)

1. 更新講習を受講できるのは、認定開始から5年以上経過した方です。
2. 更新講習は認定実務実習指導薬剤師養成講習会の講座カとして行います。
現在開催されている講座ウは更新講習には該当しませんので、ご注意ください。

【更新に係る特例等】

- ① 上記「更新の条件」の①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。
- ② 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常更新がなされたとした場合の起算日とする。